

平成16年分「公的年金などの源泉徴収票」が交付

厚生年金および国民年金の老齢年金受給者全員に対し、その1年間の年金の支払総額、社会保険料の金額（介護保険料）、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が交付されます。（社会保険業務センターより1月下旬に発送）

障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

国民年金

【問合先】

岐阜南社会保険事務所

☎273・6161

確定申告について

年金のみの所得のかたは、原則として確定申告をする必要がありませんが、2以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出しているかたや、年金以外に給与などの所得があるかたなどは確定申告を行わなければなりません。

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納め過ぎとなっているときに、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の一つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

源泉徴収票の再交付

「公的年金等の源泉徴収票」の再交付については、住所地を管轄とする社会保険事業所または岐阜年金相談センターで行いますので、早めに手続きをしてください。再交付申請書の用紙は、社会保険事務所または岐阜年金相談センターにあります。

なお、平成16年中に亡くなられたかたの「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、必要なかたは社会保険事務所または岐阜年金相談センターへ交付の申請をしてください。

平成16年中に亡くなられたかたの源泉徴収票の交付は、1ヶ月程度かかります。



ただいま火災多発期
「防火の心」を!!

羽島郡広域連合
☎388・1195

- 寒さが峠を越す春先は、火災に対する注意も緩みがちになります。特に空気が乾燥し、風の強い日が多いため、火災になる可能性も高くなります。羽島郡内では、放火または放火の疑いによる火災が出火原因のトップを占めています。この機会に、もう一度「防火の心」を引き締め、我が町から火災を失くしましょう。
- ### 防火の対策
1. 家の周りに燃えやすい物を置かない。
 2. 家電製品は正しく使い、タコ足配線をしない。
 3. 子どもにもマッチやライターで遊ばせない。
- ### 火災から身を守る対策
1. 体の不自由なかたや子どもだけを残して外出しない。
 2. お年寄りや子どもは、避難しやすい部屋で生活させ



3. 必ず、避難口を2方向以上確保する。
- ### 不審火の対策
1. 物置・車庫には、カギをかける。
 2. ごみは、収集日の当日に出す。
 3. 地域ぐるみで放火対策を行う。
- 以上のことに気を付け、各家庭で「防火の心」を再確認してください。